

電子処方箋に係るこれまでの議論の経緯

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成17年4月施行）

民間事業者等は、法令の規定により書面によらなければならないとされているものについて、電磁的記録により作成、保存、縦覧、交付等を行うことができる。その対象となる書面の範囲及び電磁的記録の作成、保存、縦覧、交付等の方法については、主務省令で定めるところによる。

○IT新改革戦略評価専門調査会 2006年度報告書（平成19年3月）

レセプトのオンライン化により全ての医療機関・調剤薬局を結ぶネットワーク基盤が整備された段階（2011年度当初）では、患者による処方せんの内容の確認、薬局の自由選択性を担保した形で処方せんの電子化の実現が可能となるため、現時点から積極的に検討を行うべきである。

【行政刷新会議 規制・制度改革委員会 報告】

◆規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月閣議決定）

遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。
（処方せんの発行にかかる考え方については平成23年度中に結論）

○情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針（平成23年8月）

厚生労働省は、処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。（平成23年度中に結論）

○新たな情報通信技術戦略工程表（平成24年7月）

処方せんの電子化の実現に向けた更なる検討（平成24年度末まで）



◆日本再興戦略改訂2014（平成26年6月閣議決定）

実証事業の結果を踏まえつつ、患者の利便性の向上や調剤業務の効率化、安全確保に十分資する形で、来年度までに電子処方箋の導入を図るべく検討を進める。

◆日本再興戦略改訂2015「中短期工程表」（平成27年6月閣議決定）

電子処方箋の運用のためのガイドラインの策定（平成27年度末まで）



『電子処方せんの運用ガイドライン』発出（平成28年3月31日）

本ガイドラインにおいては、処方せんの電子化により、「医療機関と薬局の連携」や「服薬管理の効率化」、「電子版お薬手帳との連携により患者自らが服薬等の医療情報の履歴を電子的に管理し、健康増進への活用の第一歩になる」など、多くのメリットが得られるため、「できるだけ早く国民がそのメリットを享受できるようにする必要がある」と明記されている。

一方で、その普及に向けては多くの課題があり、発出から一年半以上経った現在でも活用されていない。